

キャッシュレス・消費者還元事業対応のための特例措置申込事項

楽天株式会社（以下「甲」という）に対して、当社（以下「乙」という）は、以下に定める事項を遵守し、以下に定める措置の適用を申し込む。

第1条 （特例措置の内容）

1. 乙は、以下に定める事項を満たし遵守することを条件に、甲より、楽天ペイ（オンライン決済）利用規約の適用に際し、楽天ペイ（オンライン決済）（以下「本サービス」という）の本サービス利用手数料のうち、決済に係る料率が 3.25%（税込）を超えるものについて、3.25%（税込）とする特例措置（以下「本特例措置」という）を受けるものとする。なお、かかる料率 3.25%（税込）には、楽天ペイ（オンライン決済）利用規約の一部である「楽天スーパーポイントに関する特約」に定める、本サービスを利用して取扱商品等を注文した顧客に対し付与する楽天スーパーポイントの乙の原資負担分は含まれないものとする。
2. 本特例措置の有効期限終了後、本サービス利用手数料について、前項の本特例措置は継続せず、楽天ペイ（オンライン決済）利用申込書に記載の本サービス利用手数料率に戻すものとする。

第2条 （特例措置の適用条件）

本特例措置は、乙が、経済産業省の主宰する「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「本事業」という）における、所定の審査を受けて、参加を承認された場合に適用されるものである。

第3条 （遵守事項）

1. 乙は、甲が、本事業に関連し、国、又は一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下「補助金事務局」という）に対し情報提供を行うことに同意する。
2. 乙は、本事業の適用を受けるため、甲、国、又は補助金事務局に対し、情報提供、各種書面作成、その他 乙に対する補助金の交付申請及び交付維持に必要な一切の行為に協力する。
3. 本事業に関して、甲、国、又は補助金事務局が定めた事項（対象商材を含むがこれに限られない）がある場合は、乙は、これに従うものとする。
4. 乙は、本事業の適用対象となる要件に該当しなくなった場合、直ちに甲所定の方法によりその旨を甲に報告するものとする。また、乙が本事業の適用対象の要件に該当しなくなったことで本事業の適用が遡及的に取り消された場合、乙は、甲が補助金事務局に補助金を返還したことによって甲が被った損失相当額を補償するものとする。

第4条 (加盟店宣誓事項)

乙は、以下の事項に同意する。

- (1) 事前告知なく、国又は補助金事務局から公表される場合があること
- (2) 甲もしくは補助金事務局から要求があった場合、本事業の要件を満たしていることが証明できる証憑を補助金事務局に提出すること
- (3) 国又は補助金事務局からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力すること
- (4) 「加盟店登録要領」「4.6 中小・小規模事業者等の業務」①～⑦の業務を実施できること
- (5) 「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」によって求められる、加盟店情報の第三者提供に同意すること

第5条 (有効期間)

1. 本特例措置の有効期間は、本特例措置の運用開始から2020年6月末日までとする。
2. 前項の有効期間終了前に本事業が終了した場合、前項の定めにかかわらず、かかる本事業の終了をもって本特例措置は終了する。
3. 本事業の終期が2020年6月末日から延期された場合、前1項の有効期間も、本事業の終期まで延期するものとする。

第6条 (その他)

1. 乙が、本事業の適用にあたり不正等を行ったことその他の事由により、本事業の適用を取り消された場合、本特例措置を遡及的に取り消す。
2. 乙が、本申込事項に違反したことにより甲に損害(弁護士費用を含む)が生じた場合は、乙はこれを甲に賠償しなければならない。
3. 前項に定める損害には、乙が本事業の対象である旨の表示に従い負担した費用、及び本事業に基づき甲がイシューアラーから請求を受けたポイント原資請求額を含むものとする。
4. 本申込事項に定めのない事項については、楽天ペイ(オンライン決済)利用規約以下各種規約の定めによる。